

嵐山町立小中学校再編等審議会 質問事項

【資料 2】嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例について

質 問 事 項	回 答
<p>新型コロナウイルス感染症対応のため、会議が予定通り行われない場合、任期の延長はあり得ますか。</p>	<p>原則的には、任期の延長は考えておりませんが、感染状況等により長期間緊急事態宣言の措置等が続き、会議を開催することができない場合などについては、対応を再考いたします。また、オンラインによる会議等についても検討いたします。</p>
<p>条例第 2 条の「調査」「審議」「答申」の具体的な意味は。</p>	<p>「調査」とは、一定の範囲の事項についてその真実を調べることをいい、「審議」とは、諮問に応じる場合など、問題等について意見を交わし、論議してその意見の答申等を行うこと。なお、「諮問」とは、特定の事項について意見や見解を求め、尋ねることをいう。 (出典：逐条地方自治法)</p>
<p>審議会は、答申するだけで拘束力、決定力はないのか。</p>	<p>当審議会については、地方自治法第138条の4第3項により、執行機関（教育委員会）の附属機関と位置づけされます。「附属機関」とは、執行機関が行政の執行権を有するに対して、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務としており、執行権を有しないものです。 また、他に規定があることから、普通地方公共団体が任意に、法的拘束力を有する附属機関を設置することはできないと解されるとされています。 (出典：逐条地方自治法)</p>
<p>前回の審議会の時にも、このような条例はあったのか。</p>	<p>学校再編に関することについては、これまで嵐山町立小中学校適正規模検討委員会及び嵐山町立小中一貫校開校準備委員会により、検討、協議、答申されてきました。両委員会は、要綱により設置していました。</p>

【資料3】嵐山町立小中学校の現状について

質 問 事 項	回 答
<p>現状5校の規模を維持したまま10年後を迎えた場合、維持費等はどのくらいかかるのか。</p>	<p>学校を維持していくためには、通常の間費として光熱水費、消耗品費、各種業務委託料、機械借り上げ料、教材用・管理用備品購入費などがあります。その他、建物や施設、設備の修繕費など、その都度対応しなければならぬもの、嵐山町の場合、校舎の老朽化により長寿命化改修が必要となります。ただし、長寿命化改修できるかどうかは、具体的に調査が必要となります。</p>
<p>各校校舎の老朽化が進行し、修繕が必要な部分がかかり見受けられるが、統合までの補修等の予算確保は見込まれているのか。</p>	<p>【資料10】小中学校支出額をご覧ください。 建物及び施設等については、緊急性の高いものから順次予算を確保し修繕していますが、不具合部分を全て行えている状況ではありません。予算の確保については、その年度ごとに予算査定を経て、当初予算や補正予算等に計上しています。以上のとおり、不具合部分の対応的修繕を行っており、建物等の機能を維持するための予防的修繕（メンテナンス）は、充分に行えておりません。</p>
<p>近隣市町村の児童・生徒人数はどのような状況か。</p>	<p>【資料11】令和3年度近隣市町村小中学校児童生徒数をご覧ください。</p>

【資料4】字別人数について

質 問 事 項	回 答
<p>学校により人数の違いが大きい。七郷小学校の児童人数が少ない中で、登下校の班編成はどのようにしているのか。</p>	<p>登校時は、他の学校と同様に10人未満の班を編成しています。下校時は、終業時間が同じ複数学年で一斉に下校しています。</p>
<p>杉山、太郎丸、川島が2校に分かれているのは、地区内で線引きがあるのか。</p>	<p>志賀2区（地産団地）内に3地区の大字があるため、当該住所の児童は志賀小学校に就学しています。</p>
<p>この数字から、学区変更の可能性もあるという認識でよいか。</p>	<p>現在のところ、通学区域変更の予定はありません。</p>

【資料5】町内学齢児童生徒数について

質 問 事 項	回 答
七郷小学校が複式学級になる可能性があることについて、保護者は理解を示しているのでしょうか。また、平等な授業を受けられるのでしょうか。	<p>【資料5】町内学齢児童生徒数は、当審議会資料として作成したものであるため、七郷小学校児童の保護者の皆様には、当該資料をお示ししておりませんので、このような現状への理解度については不明です。</p> <p>複式学級については、異学年が同一の学級となり担任1人が指導にあたるため、通常の学級と同様な授業を行うことは難しい状況となります。</p>
資料3と比較すると小学生の人数に差があります。どちらが現状でしょうか。	資料3は社会保障・人口研究所の人口推計を基に算出したものです。資料5については、嵐山町の実際の住民登録状況から作成したものですので、より現状を表しています。
近年、転出と転入どちらが多いのでしょうか。	<p>令和2年度転入735人、転出664人、71人増</p> <p>平成31年度転入783人転出702人、81人増</p> <p>平成30年度転入892人、転出731人、161人増</p> <p>H29年度175人増、H28年度8人増</p>

【資料6】アンケート集計結果について

質 問 事 項	回 答
通学方法に関し、前回計画時の対策を聞きたい。	令和2年2月策定の嵐山町立学校適正規模等基本計画については、次の通り記載されています。「小学校4km以上、中学校6km以上の通学距離を遠距離通学とし、スクールバス等を導入し対応します。」
学校再編についてのメリット、デメリットを説明していただきたい。	<p>学校再編を学校統合による適正化と仮定した場合、メリット、デメリットは以下のとおりです。</p> <p>メリットは、【資料12】公立小学校・中学校の規模・適正配置等に関する手引7ページ複数学級の利点、19ページ統合の効果が考えられます。</p> <p>デメリットは、34ページ小規模校のメリットが減少することになると考えられます。</p>
未就学児の回答率が極端に低い。保育園の中の町内在住者だけを対象に配布したのか。小中学校と重複している家庭には配布していないのか。	アンケートは、町内在住の幼稚園及び保育園の保護者の皆様に配布して頂きました。小中学校の保護者との重複は、考慮せず配布して頂きました。

○その他、全般的事項について

質 問 事 項	回 答
<p>学校再編の際の建屋やグラウンド等の規模について、小中学校の校舎内でのエリアについて、また将来子供が減ることを前提に建て直すのか知りたい。子育て世代の移住者を増やす等、町の戦略によって規模が違ってくる。どこまで考えてのプロジェクトなのか。</p>	<p>当審議会の所掌事務は、諮問に対し、小中学校の再編に関することをご審議、答申頂きます。先ほど諮問させて頂きましたとおり、まずは学校数と位置をご審議頂きますので、校舎やグラウンドの規模は決まっておりません。子供の人数に関しましては、現状で予測できる範囲でのこととなります。</p>